

事 務 連 絡

令和5年1月13日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（咽頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加している一方で、製造販売業者からの限定出荷が続いています。

解熱鎮痛薬等の供給に関してはこれまでも、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和4年7月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）」（令和4年11月11日付け同課事務連絡）において、小児など必要とされている患者へ安定的に供給できるよう、協力をお願いしてきたところですが、解熱鎮痛薬等の製剤のうち、特に小児用（散剤等）については、現下の感染患者の増加に伴い、全国的に薬局等における必要量の入手が困難な状況となっています。こうした中、地域の薬局等においては、5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用や、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組みを行っていただいております。

こうした状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を小児など必要な患者に適切に供給できるよう、解熱鎮痛薬等が安定的に供給されるまでの間、下記の対応について、今一度の周知をお願いいたします。

記

1. 解熱鎮痛薬等（散剤を含む）について、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
その際、1. と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。
3. 小児用の散剤やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み
4. 薬局におかれては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつく場合には、できる限り調整をしていただきたいこと。